

岐阜労働局発表  
平成27年10月29日(木)

担  
当  
岐阜労働局雇用均等室  
雇用均等室長 木村美子  
地方機会均等指導官 祝迫 智子  
電話 058-245-1550  
FAX 058-245-7055

## 平成27年度の「均等・両立推進企業表彰」は 太平洋工業株式会社 ～表彰式を11月20日(金)「はつらつ職場づくりセミナー」にて実施～

岐阜労働局(局長 本間 之輝)は、平成27年度「均等・両立推進企業表彰」の岐阜労働局長奨励賞ファミリー・フレンドリー企業部門として、太平洋工業株式会社を表彰します。表彰式は、「はつらつ職場づくりセミナー」において行います。

### 太平洋工業株式会社の主な表彰理由

- ・ 男性労働者が、7か月の育児休業を取得
- ・ 人事部担当者が育児休業前、休業中、復帰前、復帰直後まで継続的にフォローを実施
- ・ WL B宣言等を実施し、社員の意識高揚を図っていること

この表彰は、厚生労働省が「女性労働者の能力発揮を推進するための積極的な取組(ポジティブ・アクション)」や「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となるような企業を表彰する制度です。

### 【表彰式】

日時：**平成27年11月20日(金) 14時～16時**

会場：**各務原市総合福祉会館 集会室**

各務原市那加桜町2丁目163

※ 当日の取材についてよろしくお願いたします。

取材いただける場合は、前日までに雇用均等室あて御連絡をお願いいたします。

- 【添付資料】
- 別紙1 受賞企業の取組状況
  - 別紙2 はつらつ職場づくりセミナーちらし
  - 別紙3 「均等・両立推進企業表彰」実施要領
  - 別紙4 均等・両立推進企業表彰基準【抜粋】
  - 別紙5 岐阜県内の表彰受賞企業一覧

平成27年「均等・両立推進企業表彰」

ファミリー・フレンドリー企業部門 岐阜労働局長奨励賞

# 太平洋工業株式会社

代表者：代表取締役社長 小川 信也

所在地：大垣市久徳町100番地

業種：製造業

従業員数：1,810名(うち女性193名)

## 1 会社の方針

社員が夢や希望を抱き、やりがいのある仕事と充実した私生活のバランスを取りながら、持っている能力を最大限に発揮できることを目標にワーク・ライフ・バランスを推進する。

## 2 育児休業

- (1) 制度 子が2歳になるまで回数制限なしで取得可  
配偶者に収入がない場合は  
会社から最大1か月間育児休業手当金として一部補助
- (2) 利用状況 過去3年間 女性23名(取得率100%)  
男性 1名(取得期間7か月)

## 3 介護休業

- (1) 制度 休業開始日から2年間取得可
- (2) 利用状況 過去3年間 男性2名取得

## 4 勤務時間短縮等の措置

- (1) 育児のための制度
- ① 短時間勤務制度(平成27年度からは条件つきで子が小学校4年生まで)  
過去3年間にのべ43名が取得
- ② 時差出勤(子が小学校就学前まで) 過去3年間に1名取得
- ③ 所定外労働の免除(子が小学校就学前まで)
- (2) 介護のための制度
- ① 短時間勤務制度(通算2年間)
- ② 時差出勤(通算2年間) 過去3年間に3名取得
- ③ 所定労働時間の免除(通算2年間)

## 5 その他の制度

- ① 人事部担当者が休業前、休業中、復帰前、復帰直後まで継続的にフォローを行っている。復帰直前には、人事部、所属の上司と育児休業取得者が復帰後に向けて面談を行っている。

## 6 社内環境整備

- ① 毎年、11月23日を「WLBの日」、前後1週間を「WLB週間」と定め、WLB宣言等を実施し、社員の意識高揚を図っている。
- ② 管理監督職に対する研修等の際に両立支援について正しく理解するための教育を行っている。

# はつらつ職場づくりセミナー のご案内

<b>日時</b>	平成27年 11月20日(金)14時～16時 (受付13時30分～)
<b>会場</b>	各務原市 総合福祉会館 集会室 (各務原市那加桜町2丁目163)
<b>対象</b>	経営者、人事労務担当者、社会保険労務士等
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 表彰式 均等・両立推進企業表彰ファミリー・フレンドリー部門 岐阜労働局長 奨励賞 太平洋工業株式会社</li> <li>▷ 説明「労働契約の無期転換ルールと特例について」 岐阜労働局労働基準部監督課 担当者</li> <li>▷ 特別講演「職場におけるメンタルヘルスへの対応について」 講師 丸山 悟氏</li> </ul>
<b>参加費</b>	無 料
<b>申込方法</b>	下の参加連絡票にご記入の上、FAXにより申込みください
<b>定員</b>	120名 (申込みが定員になり次第締切ります)
<b>交通</b>	<p>できる限り公共交通機関をご利用ください</p> <p>名鉄「各務原市役所前駅」徒歩2分、駐車場は、各務原市ホームページ「市役所周辺公共施設及び駐車場のご案内」をご覧ください。</p>
<b>主催</b>	岐阜労働局 (公社)岐阜県労働基準協会連合会

※本セミナーは、「働き方・休み方改革シンポジウム」と連携して実施するものです。

## 特別講演講師

まる やま ひとる

**丸山 悟氏** (産業カウンセラー、2級キャリア・コンサルティング技能士)

ブラザー工業株式会社において、技術職を経て、人事労務担当者として社員へのメンタルヘルスに係る教育・相談対応等を約13年間担当。現在は、「岐阜産業保健総合支援センター」のメンタルヘルス対策促進員として、県内中小企業へのメンタルヘルス対策支援を行っている。

## はつらつ職場づくりセミナー参加連絡票 連絡先 / 岐阜労働局監督課 FAX 058-248-2339

事業場名称	電話番号
	担当者名
参加者氏名	御芳名
役職名	

## はつらつ職場づくりを推進しましょう

-11月は、はつらつ職場づくり推進キャンペーン期間です。-



「はつらつ職場づくり宣言」は、労働時間管理の適正化やメンタルヘルスクエアを含む健康管理対策を一層進めることで、長時間労働を抑制し、脳・心臓疾患や精神障害の発症をなくし、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られた、誰もが健康で安心して働くことができる、はつらつとした職場づくりをめざす岐阜労働局独自の取組です。取組の重点事項、取組事項等は以下のとおりです。

## 1 重点事項

- (1) 労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消
- (2) 時間外労働の削減と年次有給休暇の取得促進
- (3) メンタルヘルス対策の促進
- (4) 健康診断の確実な実施及び有所見者に対する事後措置の確実な実施
- (5) 長時間労働を行った労働者に対する保健指導の確実な実施
- (6) 育児・介護を契機とした職業生活と家庭生活の両立
- (7) パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止

## 2 岐阜労働局の取組事項

- (1) 「はつらつ職場づくり宣言」の実施を勧奨します(岐阜労働局HP参照)。
- (2) はつらつ職場づくりの意義を県内に幅広く周知するためのセミナー等を実施します(「はつらつ職場づくりセミナー」については裏面を参照してください)。
- (3) はつらつ職場づくり実現のための集中的な啓発・指導等を実施します。

## 3 企業における取組のお手伝い

以下のようなケースに対し、岐阜労働局の専門スタッフである「働き方・休み方改善コンサルタント」が会社に訪問する等により、取組をお手伝いします。

はつらつ職場づくり宣言はしている、ワークライフバランスを進めたいが、どうしたら良いか教えてほしい。

就業規則の作成方法、労働法令について監督署等には聞きにくい、知りたい。

経営者、総務部長、工場長等が出席する会議で取組の必要性を説明してほしい。

残業を減らすため、管理職やスタッフの意識改革を図りたいので社内研修をしてほしい。

「働き方・休み方改善コンサルタント」は、岐阜労働局がワークライフバランス推進のために委嘱している社会保険労務士です。監督官の行政指導とは全く異なりますのでお気軽にご利用いただけます。「専門スタッフ利用申込書」(岐阜労働局HP参照)でFAXにより申込みしていただくか、下記までお電話ください。

担当 : 岐阜労働局 監督課

TEL 058-245-8102

FAX 058-248-2339

「はつらつ職場づくり宣言」、「専門スタッフ利用申込書」については、岐阜労働局HPをご確認ください。

## 「均等・両立推進企業表彰」実施要領

### 1 趣旨・目的

我が国では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備することが求められている。このためには、企業が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」のそれぞれについて、その相乗効果を生かしつつ、推進することが必要である。

このため、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、上記のような職場環境の整備の促進に資する。

### 2 表彰の種類

#### (1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

#### (2) 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

#### (3) ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

### 3 表彰の対象

#### (1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

#### (2) 均等推進企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

### (3) ファミリー・フレンドリー企業部門

#### ア 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

#### イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進している企業

#### ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業

## 4 募集及び応募

- (1) 募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、別紙1「均等・両立推進企業表彰基準」(以下「表彰基準」という。)を満たす企業とする。
- (2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。なお、応募は電子申請でも受け付ける。

## 5 選考及び決定の方法

- (1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施する。
- (2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行う。
- (3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定する。

## 6 その他

- (1) 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページに掲載する。
- (2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室が応募企業に通知する。
- (3) 受賞企業には、毎年10月に表彰状の授与等を行う。

## 均等・両立推進企業表彰基準【抜粋】

1. 厚生労働大臣最優良賞（略）
2. 均等推進企業部門
  - (1) 厚生労働大臣優良賞（略）
  - (2) 都道府県労働局長優良賞（略）
  - (3) 都道府県労働局長奨励賞（略）
3. ファミリー・フレンドリー企業部門
  - (1) 厚生労働大臣優良賞（略）
  - (2) 都道府県労働局長優良賞（略）
  - (3) 都道府県労働局長奨励賞
    - ① 両立指標の評価結果が、分野1、2、及び4がおおむね20%以上、かつ分野3又は5がおおむね20%以上であること。
    - ② 両立指標の点数が、労働者数301人以上の企業については215点以上、労働者数300人以下の企業については200点以上であること。
    - ③ 以下アからオまでの措置のすべてを実施しているものであること。
      - ア 休業の期間や回数等について、育児・介護休業法を上回る育児休業制度が導入されていること。
      - イ 休業の期間や回数等について、育児・介護休業法を上回る介護休業制度が導入されていること。
      - ウ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる所定労働時間の短縮措置等が導入されていること。
      - エ 企業として両立支援に取り組む方針を明確にしていること
      - オ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けていること、または認定を目指していること。
    - ④ 過去3年間において、男性労働者の育児休業取得の実績があること。
    - ⑤ 過去3年間において、在籍中出産した女性労働者の80%以上が育児休業を取得していること。
    - ⑥ 法定時間外労働が、企業全体で平均して労働者一人当たり年150時間未満であること又は年次有給休暇の取得率が、企業全体で平均して50%以上であること。
    - ⑦ 仕事と家庭を両立して、働き続けやすい企業風土があること。
    - ⑧ その他、他の企業の模範となるような両立支援のための制度や雇用管理が行われており、かつ本表彰の趣旨にふさわしくない雇用管理が行われていないこと。
    - ⑨ 応募時点において、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の義務規定違反がないこと。
    - ⑩ 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。
    - ⑪ 過去にファミリー・フレンドリー企業部門の都道府県労働局長奨励賞を受賞していないこと。

# 岐阜県内の表彰受賞企業一覧

別紙5

## 均等推進企業部門

年度	企業名	所在地	業種	
平成11年度	未来工業(株)	安八郡輪之内町	製造業	労働大臣努力賞
平成12年度	(株)十六銀行	岐阜市	金融・保険業	岐阜労働局長賞
平成13年度	(株)文溪堂	羽島市	情報通信業	岐阜労働局長賞
平成14年度	(株)パールマネキン	瑞穂市	サービス業	岐阜労働局長賞
平成15年度	(株)大垣共立銀行	大垣市	金融・保険業	岐阜労働局長優良賞
	(株)ソフィア総合研究所	大垣市	情報通信業	岐阜労働局長優良賞
	東海東洋ワーク(株)	岐阜市	サービス業	岐阜労働局長優良賞
平成16年度	なし			
平成17年度	岐阜信用金庫	岐阜市	金融・保険業	岐阜労働局長優良賞
平成18年度	なし			
平成19年度	なし			
平成20年度	岐阜日石(株)	岐阜市	小売業	岐阜労働局長奨励賞
平成21年度	なし			
平成22年度	なし			
平成23年度	なし			
平成24年度	なし			
平成25年度	イビデン(株)	大垣市	製造業	岐阜労働局長優良賞
	西濃信用金庫	瑞穂市	金融・保険業	岐阜労働局長優良賞
平成26年度	なし			
平成27年度	なし			

※平成15年度より公募制を導入。

## ファミリー・フレンドリー企業部門

年度	企業名	所在地	業種	
平成11年度	(株)大垣共立銀行	大垣市	金融・保険業	岐阜女性少年室長賞
平成12年度	岐阜県厚生農業協同組合連合会	岐阜市	医療保健業	岐阜労働局長賞
平成13年度	未来工業(株)	安八郡輪之内町	製造業	岐阜労働局長賞
平成14年度	タカケンサンシャイン(株)	大垣市	クリーニング業	岐阜労働局長賞
平成15年度	なし			
平成16年度	(医)岐阜勤労者医療協会	岐阜市	医療業	岐阜労働局長賞
平成17年度	なし			
平成18年度	生活協同組合コープぎふ	各務原市	小売業	岐阜労働局長賞
平成19年度	なし			
平成20年度	なし			
平成21年度	(医)清澄会〔不破ノ関病院〕	不破郡垂井町	医療・福祉業	岐阜労働局長奨励賞
平成22年度	なし			
平成23年度	なし			
平成24年度	なし			
平成25年度	イビデン(株)	大垣市	製造業	岐阜労働局長優良賞
平成26年度	なし			
平成27年度	太平洋工業(株)	大垣市	製造業	岐阜労働局長奨励賞

※平成19年度より公募制を導入。